

○北海道警察高速道路交通警察隊運営規程

北海道警察本部訓令第3号

平成19年3月14日

改正 平成19年10月19日本部訓令第23号、20年11月28日第20号、21年3月31日第10号、9月25日第23号、10月28日第25号、22年3月26日第5号、23年10月12日第16号、24年3月14日第3号、3月30日第15号、11月7日第19号、25年3月4日第2号、27年3月13日第7号、3月30日第16号、8月4日第20号、28年3月1日第2号、29年3月17日第7号、30年3月26日第6号

北海道警察高速道路交通警察隊運営規程（昭和59年北海道警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

北海道警察高速道路交通警察隊運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 勤務体制（第9条・第10条）
- 第3章 運用体制（第11条－第15条）
- 第4章 事件事故等の措置（第16条－第20条）
- 第5章 補則（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察本部交通部及び方面本部に置く高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営に関しては、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（担当区域等）

第2条 高速隊に隊本部及び分駐所を置くものとする。

2 隊本部及び分駐所の名称、位置及び担当区域は、別表に掲げるとおりとする。

3 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、次条に規定する高速隊の任務を遂行する上で、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、担当区域以外の区域において活動させることができる。

（任務）

第3条 高速隊は、高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを任務として、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 高速道路における交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 高速道路における交通事故防止対策に関すること。
- (3) 高速道路における交通警察の運営に関する事務で次に掲げるものに関すること。
 - ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締り
 - イ 交通事故に係る犯罪の捜査及び交通事故の処理
 - ウ 道路交通関係法令の規定による交通の規制
 - エ 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設の整備
 - オ 関係機関、団体等との連絡
- (4) 前号に掲げるもののほか、高速道路における交通警察の運営に関すること。
- (5) 高速隊の管理に関すること。

(6) 高速道路における交通警察に関する資料の調査、収集及び管理に関すること。

2 高速隊は、前項各号に掲げるもののほか、高速道路における個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び鎮圧、被疑者の逮捕その他公共の安全と秩序の維持を図るため、高速道路における緊急配備等による犯罪の予防検挙、保護を要する者の保護、遺失物の取扱いその他の必要な警察事務を処理するものとする。

3 北海道警察本部交通部長、函館方面本部長、旭川方面本部長及び釧路方面本部長（以下第14条及び第15条において「交通部長等」という。）は、重大な交通事故事件の捜査その他必要があると認めるときは、当該方面の高速隊に特別の任務を命ずることができる。

（勤務及び活動）

第4条 高速隊に勤務する警察官（以下「隊員」という。）は、隊本部又は分駐所の担当区域において、機動警ら、在隊その他の勤務方法により行う勤務を通じて、前条の任務を遂行するための活動を行うものとする。

（隊長の責務）

第5条 隊長は、第3条の任務を遂行するため関係所属長と緊密な連携を保持し、高速隊の効率的な運用に努めるとともに、隊員に対し教養訓練及び安全運転管理を行うものとする。

（服務）

第6条 隊員の服務要領その他服務の細目は、別に定める。

（隊旗）

第7条 北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊に隊旗を備える。

2 前項に規定する隊旗の制式は、附図第1のとおりとする。

（記章）

第8条 隊員は、制服又は交通乗車服に高速隊を表示する記章を着装するものとする。

2 記章の形状、寸法等は、附図第2、第3及び第4のとおりとする。

第2章 勤務体制

（勤務制）

第9条 高速隊の勤務制は、別に定めるところによる。

（勤務時間）

第10条 高速隊の交替制勤務の勤務時間は、次表に掲げるとおりとする。

区分 勤務制	勤務開始時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務時間			休憩時間	備考
				機動警ら	在隊	計		
当務	午前 9時30分	翌日午前 9時30分	24時間	12時間	3時間 30分	15時間 30分	8時間 30分	1 勤務時間は、1週間 当たり38時間45分とする。 2 夜間において連続4 時間以上の休憩時間を 置くこと。 3 当務にあつては、勤 務時間4時間につき15 分の休憩時間を置くこ と。
日勤	午前 9時30分	午後 6時15分	8時間 45分	6時間	1時間 45分	7時間 45分	1時間	

2 隊長は、交通情勢の変化その他必要があると認めるときは、前項の勤務開始時刻又は勤務終了

時刻の繰上げ又は繰下げを行うことができる。

3 勤務時間の割振りは、隊長が定める。

第3章 運用体制

(運用計画)

第11条 隊長は、毎月、高速道路交通警察隊月間運用計画（別記第1号様式。以下この条及び次条において「運用計画」という。）を策定し、高速隊の効率的な運用に努めるものとする。

2 隊長は、運用計画の策定に当たっては、交通量、交通事故の発生状況その他の交通事情を勘案するとともに、必要により関係所属長と協議するものとする。

(勤務日の活動計画)

第12条 隊長は、前条に定める運用計画に基づき、勤務日の活動計画表（別記第2号様式）を作成し、その効果的な実施に努めるものとする。

(教養訓練)

第13条 隊長は、毎月1回以上隊員に対して次の各号に掲げる事項について教養訓練を行うものとする。

(1) 機動警らのための車両の運転技能に関すること。

(2) 安全運転管理に関すること。

(3) 交通の指導取締り要領に関すること。

(4) 交通事故捜査要領及び交通事件捜査に関すること。

2 隊長は、前項の教養訓練の実施結果を記録しておくものとする。

3 隊員は、機動警ら及び交通事故捜査活動を行うため必要な訓練を反覆して行う等、能力・技能等の向上に努めなければならない。

(応援派遣)

第14条 所属長は、交通事故事件の捜査、交通の指導取締り、警衛、警護その他必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、交通部長等に高速隊の応援派遣を要請することができる。

(1) 要請理由

(2) 派遣期間

(3) 派遣場所

(4) 必要人員

(5) 必要車両台数

(6) 装備資器材の種別及び数量

(7) その他必要な事項

2 前項の規定による応援派遣の要請は、派遣を受けようとする日のおおむね1週間前までに、高速道路交通警察隊応援派遣要請書（別記第3号様式）により行うものとする。ただし、急を要する場合は、直接隊長に応援派遣を要請し、事後速やかに交通部長等の承認を受けるものとする。

(指揮)

第15条 前条の規定による応援の要請により派遣された隊員は、当該派遣先の所属長の指揮を受けて職務を行うものとする。ただし、必要がある場合は、交通部長等が指揮するものとする。

2 前項の指揮は、主要任務、捜査方針又は指導取締り方針、服務要領その他必要な事項を明確にして行うものとする。

第4章 事件事故等の措置

(交通法令違反及び交通事故事件の措置)

第16条 隊員は、交通法令違反若しくは交通事故事件を現認又は認知したときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

2 被疑者を逮捕し留置する場合は、逮捕場所を管轄する警察署（警察本部留置管理課を含む。）

に委託留置するものとする。ただし、逮捕場所を管轄する警察署において委託留置をできない事情がある場合は、隊本部又は分駐所の最寄りの警察署に委託留置するものとする。

(事件認知時の措置)

第17条 隊員は、交通関係事犯を除く事件を現認又は認知したときは、次に掲げる初動捜査を実施するものとする。

- (1) 事件の受理及び手配
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 現場保存
- (4) 目撃者及び参考人の確保
- (5) 関係警察署への連絡

(事件等の引継ぎ)

第18条 高速隊が取り扱った交通関係事犯を除く事件及び被疑者については、必要な措置を講じた上、証拠資料及び関係資料とともに、原則として当該事件の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。この場合において、当該警察署の捜査について十分な援助を行うように配慮しなければならない。

(重要特異事案発生時の措置)

第19条 隊長は、多数の死傷者を伴う事故の発生又は地震、台風等の非常災害の発生により高速道路の交通の安全に危険が及び、又はそのおそれがある場合は、必要な措置を講ずるとともに、北海道警察処務規程（昭和45年北海道警察本部訓令第2号）第23条に準じて北海道警察本部長又は方面本部長に応援の要請をすることができる。

(保護等の措置)

第20条 隊員は、高速道路において、次に掲げる者若しくは物件を発見し、又は届出を受理したときは、必要な措置を講じたのち管轄警察署に引き継ぐものとする。

- (1) 精神錯乱者、迷子、病人、負傷者（交通事故によるものを除く。）、行方不明者等で保護を要する者
- (2) 犯罪の被害品及び証拠品
- (3) 遺失物（準遺失物を含む。）及び拾得物

第5章 補則

(連絡協調)

第21条 隊長は、高速道路における警察活動の適正を期するため、関係機関、団体等と緊密な連携を保つように努めなければならない。

(指示)

第22条 北海道警察本部長は、高速道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、方面本部長に対し、当該道路における交通警察の運営に関する事項について指示するものとする。この場合において、この指示は重要特異なものを除き、交通部長に行わせるものとする。

2 前項の規定により交通部長が行うこととなる指示のうち、緊急かつ現場的な事案に係るものは、隊長が行うものとする。

(細目の制定)

第23条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成19年10月21日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成20年11月29日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第10号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成21年10月10日から施行する。ただし、別表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊の項の改正規定及び同項の次に北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊占冠分駐所の項を加える改正規定は、同月24日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第25号）

この訓令中別表札幌方面の部北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長万部分駐所の項担当区域の欄の改正規定は平成21年11月7日から、同表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊本別分駐所の項の改正規定は同月21日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第5号）

この訓令中第1条の規定は平成22年3月28日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成23年10月29日から施行する。ただし、別表札幌方面の部北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊八雲分駐所の項の改正規定は、同年11月26日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成24年3月17日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成24年11月10日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月4日から施行する。ただし、この訓令中別表旭川方面の部北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊の項の改正規定は平成25年3月16日から、同表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊の項の改正規定は同年3月17日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成27年3月15日から施行する。ただし、別表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊本別分駐所の項の改正規定は同月29日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成27年8月8日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年3月12日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成29年3月19日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令中第1条及び次項の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は同月21日から施行する。

（北海道警察遺失物事務取扱規程の一部改正）

2 北海道警察遺失物事務取扱規程（平成19年北海道警察本部訓令第24号）の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕 略

※ 別記様式及び付図省略

別表（第2条関係）

区分	名 称	位 置	担 当 区 域
札幌 方面	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	札幌市厚別区大谷地西5丁目 12番30号	
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 朝里分駐所	小樽市新光4丁目1番1号	北海道横断自動車道（札幌自動車道） 札幌市白石区米里（札幌ジャンクション・0.0キロポスト地点）から小樽市勝納町（小樽インター・W38.3キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 北広島分駐所	北広島市大曲並木1丁目1番地1	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 札幌市白石区米里（札幌ジャンクション・0.0キロポスト地点）から苫小牧市字植苗（苫小牧東インター・S47.2キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 夕張分駐所	夕張市紅葉山323番地5	北海道横断自動車道（道東自動車道） 千歳市上長都（千歳恵庭ジャンクション・0.0キロポスト地点）から勇払郡占冠村字ニニウ（E65.3キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 占冠分駐所	勇払郡占冠村字シムカプ原野 48番50	北海道横断自動車道（道東自動車道） 勇払郡占冠村字ニニウ（E65.3キロポスト地点）から上川郡新得町字新得（E109.4キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 苫小牧西分駐所	苫小牧市錦岡459番地8	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 苫小牧市字植苗（苫小牧東インター・S47.2キロポスト地点）から登別市中登別町（登別東インター・S99.2キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 苫東中央分駐所	苫小牧市字柏原157番23	一般国道235号（日高自動車道） 苫小牧市字植苗（苫小牧東インター・S47.2キロポスト地点）から沙流郡日高町字美原（日高厚賀インター・60.57キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 室蘭分駐所	室蘭市崎守町316番3	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 登別市中登別町（登別東インター・S99.2キロポスト地点）から寿都郡黒松内町字東川（S168.2キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	岩見沢市駒園8丁目8番1号	北海道縦貫自動車道（道央自動車道）

	岩見沢分駐所		札幌市白石区米里（札幌ジャンクション・0.0キロポスト地点）から三笠市岡山（三笠インター・N41.5キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 滝川分駐所	滝川市東滝川15番地	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 三笠市岡山（三笠インター・N41.5キロポスト地点）から深川市音江町字稲田（N90.66キロポスト地点）まで 市道砂川SAスマートインター線 砂川市北光656番2地先から336番2地先まで
函館方面	北海道警察函館方面本部 函館機動警察隊 高速道路交通警察隊	山越郡長万部町字富野195番3	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 寿都郡黒松内町字東川（S168.2キロポスト地点）から山越郡長万部町字国縫（国縫インター・S204.8キロポスト地点）まで 一般国道5号（黒松内新道） 寿都郡黒松内町字東川（黒松内ジャンクション・S178.1キロポスト地点）から同町字赤井川（黒松内インター・4.3キロポスト地点）まで
	北海道警察函館方面本部 函館機動警察隊 高速道路交通警察隊 八雲分駐所	二海郡八雲町立岩371番4	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 山越郡長万部町字国縫（国縫インター・S204.8キロポスト地点）から茅部郡森町字森川町（大沼公園インター・S272.4キロポスト地点）まで
旭川方面	北海道警察旭川方面本部 旭川機動警察隊 高速道路交通警察隊	旭川市字近文7線南1号5766番の4	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 深川市音江町字稲田（N90.66キロポスト地点）から上川郡比布町（比布ジャンクション・N144.5キロポスト地点）まで 一般国道233号（深川留萌自動車道） 深川市音江町字向陽（深川ジャンクション・N93.5キロポスト地点）から留萌市大字留萌村（留萌大和田インター・44.1キロポスト地点）まで
	北海道警察旭川方面本部 旭川機動警察隊 高速道路交通警察隊 和寒分駐所	上川郡和寒町字三笠177番地1	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 上川郡比布町（比布ジャンクション・N144.5キロポスト地点）から上川郡剣淵町（士別剣淵インター・N171.1キロポスト地点）まで

			一般国道450号（旭川紋別自動車道） 上川郡比布町（比布ジャンクション・N144.5キロポスト地点）から上川郡愛別町字愛山（愛山上川インター・19.0キロポスト地点）まで
	北海道警察旭川方面本部 旭川機動警察隊 高速道路交通警察隊 上川分駐所	上川郡上川町字菊水175番地4	一般国道450号（旭川紋別自動車道） 上川郡愛別町字愛山（愛山上川インター・19.0キロポスト地点）から紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町（遠軽瀬戸瀬インター・92.1キロポスト地点）まで
釧路方面	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊	河東郡音更町字音更西2線7番地3	北海道横断自動車道（道東自動車道） 上川郡新得町字新得（E109.4キロポスト地点）から中川郡池田町字信取（池田インター・E174.0キロポスト地点）まで
	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊 本別分駐所	中川郡本別町共栄44番地4	北海道横断自動車道（道東自動車道） 中川郡池田町字信取（池田インター・E174.0キロポスト地点）から釧路市阿寒町下舌辛（阿寒インター・E240.9キロポスト地点）まで 中川郡本別町勇足（本別ジャンクション・E191.2キロポスト地点）から足寄郡足寄町郊南（足寄インター・13.1キロポスト地点）まで
	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊 中札内分駐所	河西郡中札内村字協和東2線247番20	一般国道236号（帯広広尾自動車道） 河西郡芽室町北明（帯広ジャンクション・E145.3キロポスト地点）から中川郡幕別町忠類共栄（忠類大樹インター・58.3キロポスト地点）まで